

事業者の皆さん

マイナンバー(個人番号)を

正しく取り扱っていますか



愛称：マイナちゃん



事業者は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

- ・事業者は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員などからマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。
- ・マイナンバーを取り扱う際には、4つのルールを守りましょう！

取得・利用・提供 のルール



- 個人番号の取得・利用・提供は、法令で決められた場合だけ
- これ以外では、「取れない」「使えない」「渡せない」

保管・廃棄 のルール



- 必要がある場合だけ保管
- 必要がなくなったら廃棄

委託 のルール



- 委託先を「しっかり監督」
- 再委託は「許諾が必要」

安全管理措置 のルール



- 漏えいなどを起こさないために書類やデータは「しっかり管理」



取得にあたっては

- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、本人確認（次の①②の確認）が必要です。
 - ① マイナンバーが間違っていないかの確認
⇒ マイナンバーが書いてある「住民票の写し」や「個人番号カード」で確認
 - ② 身元の確認
⇒ 顔写真が付いている「個人番号カード」又は「運転免許証」などで確認
- ・マイナンバーを従業員などから取得する際には、個人番号がどのような目的で利用されるのかを伝えましょう。
- ・マイナンバーを取り扱う者、取扱手順、保管場所などを決めておきましょう。

万が一、マイナンバーが漏えいしてしまった場合には...

1. 漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置

- (1) 事業者内部における報告及び被害の拡大防止
- (2) 事実関係の調査及び原因の究明
- (3) 影響範囲の特定
- (4) 再発防止策の検討及び実施
- (5) 委員会への報告及び本人への通知

※ マイナンバーが漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、マイナンバーの変更をお住いの市区町村に請求できることを、事案に応じて、本人に説明することも考えられます。

2. 個人情報保護委員会への報告

- ① 個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるもの（義務規定）

特定個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、当該事態が生じた旨を**個人情報保護委員会に報告することが法令上の義務となっています（番号法第29条の4第1項）**。個人情報保護委員会規則で定める次の事態に該当する事案を知った後、個人情報保護委員会ウェブサイト¹に設置している報告フォームに事実関係、再発防止策等の所定の事項を入力し、速報、確報の2段階で報告をお願いします。

「個人の権利利益を害するおそれ大きいもの」とは…

1. 不正の目的をもって行われたおそれがある特定個人情報の漏えい等が発生し、若しくは発生したおそれがある事態又は不正の目的をもって、特定個人情報が利用・提供され、若しくは利用・提供されたおそれがある事態
2. 特定個人情報ファイルに記録された特定個人情報が電磁的方法により不特定多数の者に閲覧され、又は閲覧されるおそれがある事態
3. 漏えい等が発生し、若しくは発生したおそれがある特定個人情報又は番号法に反して利用・提供され、若しくは利用・提供されたおそれがある特定個人情報に係る本人の数が100人を超える事態 等

- ② 漏えい等又はそのおそれのある事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案（①に該当するものを除く。努力義務）

①に該当しない漏えい等事案においても、特定個人情報を取り扱う事業者は個人情報保護委員会に報告するよう努めるものとされています。

報告は、①同様、個人情報保護委員会ウェブサイト¹に設置している報告フォームより行ってください。

3. 本人への通知

2. ①に規定する場合には、原則として、本人に対し、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨の通知が必要です。（義務規定）

詳しくは個人情報保護委員会ウェブサイト (<https://www.ppc.go.jp/legal/rouei/>) をご覧ください。

マイナンバーに関するお問い合わせは

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178 へ

※ 平日9時30分～20時 土日祝日9時30分～17時30分（年末年始を除く）

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3818-1250（有料）におかけください。

※ 個人番号カードを紛失された場合のお問い合わせについては、上記マイナンバー総合フリーダイヤルのほか、**個人番号カードコールセンター（全国共通ナビダイヤル） 0570-783-578（有料）**でも対応しています。

マイナンバーに関する最新情報（ウェブサイト）

- ・マイナンバー制度.....デジタル庁 <https://www.digital.go.jp/policies/posts/mynumber>
- ・税分野での取扱い.....国税庁 <http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm>
- ・社会保障分野での取扱い.....厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/O000062603.html>
- ・マイナンバーガイドライン.....個人情報保護委員会 <https://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

